

千葉県農業農村整備事業発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領に係る運用事項

「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）の適用に当たって、千葉県農林水産部が発注する農業農村整備事業に係る工事においては下記のとおり運用を定めておりますので、工事費内訳書の作成に際して御留意ください。

記

1 工事費内訳書の要件に係る運用

取扱要領第2条については、次のとおり読み替えて運用するものとする。

（工事費内訳書の要件）

第2条 工事費内訳書は、原則として、別記第1号様式によるものとする。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

2 予定価格5千万円未満の工事の入札では、別記第2号様式を用いることができるものとする。ただし、施設機械工事の入札にあつては、予定価格5千万円未満であっても、別記第1号様式を用いるものとする。

3 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていることを要する。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によることができるものとし、記載する項目を入札公告又は指名通知書において示すものとする。

（1）入札参加者名、工事名及び工事場所。

（2）工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額。ただし、予定価格が5千万円未満の工事（施設機械工事を除く）にあつては、金額のみで差し支えないものとする。

（3）工事費の内訳となる記載を要する項目は、（表－1）のとおりとする。ただし、予定価格が5千万円未満の工事にあつては、（表－2）のとおりとすることができる。なお、記載を要する項目に加え、さらに項目の詳細を記載することは差し支えないものとする。

（表－1）

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
<u>施設機械工事</u>	<u>農林水産省の工事工種体系における細別まで</u>
その他の工事	農林水産省の工事工種体系における細別まで

（表－2）

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳及び科目別内訳まで
<u>施設機械工事</u>	<u>農林水産省の工事工種体系における細別まで</u>
その他の工事	農林水産省の工事工種体系における工種まで